

# あなたの住まい 地震への備えは大丈夫ですか？



- 昭和56年5月以前に着工した住宅は旧耐震基準で建てられているため、現在の基準を満足するよう、住宅の耐震化を推奨しています。
- 過去の大地震に耐えても、次の地震に耐えられる保証はありません。地震から生命や財産を守るため、住まいの耐震化を進めましょう。



# 耐震に関する無料相談会を開催します

日時:3/24(日)9時~12時 場所:中央公民館 多目的ホール

地震はいつ起こるか分かりません。住宅の耐震について不安を感じている方やリフォームをお考えの方など、どなたでもお気軽にご参加ください。

## 1. 耐震化の重要性について

**！！危険なのは昭和56年5月31日以前の建物です！！**

昭和56年6月に建築基準法の改正で耐震基準が改正されました。そのため、改正前の基準で建てられた建物は、地震で倒壊などの大きな被害を受けています。

### 旧耐震基準と新耐震基準の主な特徴

	旧耐震基準 ~昭和56年(~1981年)	新耐震基準 昭和56年~(1981年~)
壁量	少ない	多い
基礎	鉄筋なし	鉄筋あり
接合部	金物なし	金物あり

## 2. 耐震化の流れと補助制度

Step1 耐震診断(地震に対する安全性を診断します。)

補助対象 昭和56年5月31日以前に着工された戸建の木造住宅  
補助額 耐震診断士派遣料 **5万1千円** のうち自己負担 **5千円**

Step2 補強プラン作成(補強にかかる費用の概算を知ることができます。)

補助対象 昭和56年5月31日以前に着工された戸建の木造住宅  
補助額 耐震診断士派遣料 **5万1千円** のうち自己負担 **5千円**

Step3 耐震改修工事(補強プランに基づいて改修工事を行います。)

補助対象 耐震診断を実施し、補強プランを作成した戸建の木造住宅  
補助額 ①全体の耐震改修 最大 **150万円** 補助  
②部分的な耐震改修 最大 **150万円** 補助

### ◆問い合わせ先

あわら市土木部建設課管理グループ

0776-73-8031(直通)